

一般研究論文および質疑討論 応募要領

1. 内容

- 1) 一般研究論文：都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての下記の条件を満たす論文、論説、報告とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。募集内容の種類、重複応募の禁止等について応募規程第2項～5項を参照すること。
- 2) 質疑討論：都市計画論文集に掲載された一般研究論文に対する質疑討論で、誌上討論により行う。応募期限は当該論文の公表後3ヶ月以内（必着）である。なお、質疑討論は和文が原則であるが、英文での応募も可とする。なお、採用された質疑討論に関しては、論文等の著者に対して学術委員会より回答討論の執筆を依頼する。

2. 応募資格

第1次審査用原稿投稿時にすでに著者全員が本会個人会員である者（継続教育連携会員を除く）が随時応募できる。

3. 審査方法

本会学術委員会の中に「一般研究論文審査部会」を設け、その審査による判定により論文等の採否を決定する。論文審査（第1次審査）の判定は、採用、条件付再審査または不採用のいずれかであり、条件付再審査は原則1回（第2次審査）、最大2回（第3次審査）まで行われ採用または不採用の判定がなされる。質疑討論については、審査は1回であり採用または不採用の判定がなされる。なお、回答討論については掲載上の形式に関する修正依頼を除いて、審査を行わない。論文採否の判定基準については応募規程第9項を参照すること。

4. 応募・審査プロセス

4-1. 執筆要領集の告示

執筆要領集（審査フロー、応募規程、応募要領、第1次審査用原稿執筆要領、最終原稿作成要領）、送付票等を学会ウェブページに告示する。

4-2. 第1次審査への応募

下記のものを、本要領末尾の送付先・登録先宛て郵送すること。直接持参あるいは必要書類がすべて揃っていない場合および執筆要領等に違反する場合は受付けないことがある。

- a. 第1次審査用原稿4部（A4版原寸、図表等をレイアウトした完全版下原稿）

- b. 論文送付票（一般研究論文用）

- c. 返信用封筒2通（長3型封筒に連絡代表者の住所氏名を記入し、切手92円を貼ったもの）

原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

応募原稿は応募規程、執筆要領に照らした形式確認を経て、受理あるいは不受理が決定される。受理された原稿については論文審査料の指定用紙を受理通知に同封するので、到着後直ちに納入すること。

4-3. 審査結果の通知

審査の判定結果は連絡代表者宛、通知する。

4-4. 第2次、第3次審査への応募

第1次、第2次審査で条件付再審査となった場合は、それぞれ第2次、第3次審査への応募書類として、以下を通知後3ヶ月以内（必着）に、本要領末尾の送付先・登録先宛郵送すること。原稿は第1次審査用原稿執筆要領に準ずるものとする。

- a. 修正箇所を明示した第2次または第3次審査用原稿2部
- b. 修正意見への回答書2部

4-5. 最終原稿の投稿

審査の結果、採用となった場合は、学会より最終原稿等の提出を依頼するので、その指示に従うこと。

5. その他

審査期間中および採用となった場合は公表時まで、会員資格を有すること。

公表、審査料、掲載料、著作権等については、応募規程第10項を参照すること。

6. 送付先・登録先

〒102-0082

東京都千代田区一番町10 一番町ウエストビル6階
日本都市計画学会 一般研究論文係

学会ウェブページ <http://www.cpij.or.jp/>

7. 附則

本要領は2014年3月1日より実施する。